

申し入れ（全労働省労働組合和歌山支部）議事概要等（令和7年11月4日）

和歌山労働局長（当局）は、令和7年10月9日（木）に全労働和歌山支部執行委員長（全労働省労働組合和歌山支部）から、秋季統一要求他に係る申し入れを受け、令和7年11月4日（火）にその対応を行った。

この申し入れの概要は次のとおりである。

### 【全労働和歌山支部】

#### 1 労働行政体制の拡充について

総定員法を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を中止し、行政運営に必要な定員を十全に確保すること。窓口取扱時間（受付時間）を全ての部署で設定するとともに、開庁延長の縮小を図ること。

#### 2 賃金の改善について

公務員賃金・一時金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に引き上げること。そのために、地方局における官民比較企業規模を1,000人以上に引き上げ、類似の職種の精緻な官民給与水準の把握に努めること。

#### 3 都道府県労働局のあるべき人事制度について

労働行政のすべての分野における専門性の維持・向上を図るため、技官の採用・均等プロパーの育成を直ちに再開するとともに、新人事制度のさらなる見直しを行うこと。労災補償・適用徴収業務の専門職員である基準系事務官について、十分な採用数を確保すること。

#### 4 定年延長を始めとする高齢期雇用の課題について

60歳を超える職員の賃金を引き下げるとは明白な年齢差別であることからこれを行わず、職務・職責に応じたものとし、高齢期にふさわしい生活が維持できる水準とすること。公務の高齢期雇用に関わって、職員本人の希望に沿った多様な働き方を確保するとともに、職員が生涯にわたって健康で意欲を持って働き続けられる職場環境の整備に努めること。

#### 5 勤務時間の適正把握と超過勤務縮減について

職員の健康管理が重要であることに加えて、民間事業所に指導する立場でもあることから、超過勤務は他律的業務を行う部署を含めて月45時間以内とな

るよう体制整備を図ること。あわせて、業務量の削減や人員配置などのマネジメントによって超過勤務縮減の有効な対策を講じること。超過勤務の実態を客観的な記録に基づいて正確に把握するシステムを早期に構築し、メール報告など二度手間となる超過勤務管理方法を見直すこと。

## 6 その他

新規施策・業務運営、非常勤職員の労働条件改善、昇格改善、人事評価制度、人事評価の諸課題、自然災害への対応、健康・安全の確保、都道府県労働局のあるべき人事制度、民主的公務員制度と労働基本権の確立、労働条件、職場環境等の改善等について、要求事項を踏まえた改善を図ること。

以上を踏まえ、ここに秋季統一要求書他を提出するので、各々の要求項目について誠実な対応を要望する。

### 【当局】

要求事項については、内容を検討の上、関係機関に働きかける等してまいりたい。